



当ニュースレターでは直近の法改正や新政令・通達及び、税務・税関当局から直近で発行されたオフィシャルレターによる税務見解をダイジェストでご紹介させていただきます。

今回のニュースレターのテーマは以下の通りです。

1. 税務行政
2. 個人所得税 (PIT)
3. 法人税 (CIT)
4. 付加価値税 (VAT)
5. 外国契約者税 (FCWT)
6. 貿易及び税関

※当資料は弊社によるニュースレターの要約版となります。詳細につきましては英語版の添付ニュースレターをご参照ください。

税務行政



TAX PERFORMANCE

2020年08月時点までの徴税実績の注目すべきポイントは以下のとおりです。

2020年8月時点までの結果

- 徴税総額は752兆6,150億VNDと推定され、2020年計画の60%に相当し、前年同期比91.9%に相当しています。

税務調査

2020年8月まで、全レベルの税務当局は納税者のオフィスでの税務調査が41,248件、税務当局オフィスでの調査が357,323件を実施しました。税務調査による徴税総額は34兆6,915億VNDであり、前年同期比121.2%に相当します。

- 徴税額の増加：12兆5,100億VND、前年同期比154.3%に相当します。
- 税務上の繰越欠損額の削減：21兆6,650億VND、前年同期比110.5%に相当します。
- 追徴による納税総額：5兆9,181億VND、前年同期比117.6%に相当します。



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

個人所得税(PIT)



GUIDANCE RULINGS

勤務先変更時の被扶養者の再登録

納税者が勤務先を変更した際、初回の被扶養者登録と同様に被扶養者登録申請書の提出・登録を行う必要があります。

(税務総局発行の2019年度個人所得税(PIT)の確定申告についての案内に関する2020年8月25日付Official Letter No.3487/TCT-DNNCN)

従業員に対する任意健康保険の給付はPITの課税所得となりますか？

企業は従業員に対し、健康保険を任意で購入した際、当該保険会社がベトナム国内で保険を販売することが認められている場合、その保険料は従業員の課税所得に含まれません。

(ハノイ税務局発行の2020年8月21日付健康保険に伴うPITに関するOfficial Letter No.77564/CT-TTHT)

投資ファンドからの配当金は5%のPITの対象となります。

個人投資家が、法律に基づいて設立・運営されている証券ファンドやその他の投資ファンドへの投資から現金で配当金を受け取る場合、当該配当金所得は、資本投資に係る所得として5%の個人所得税(PIT)の課税対象となります。所得の支払者は、Circular No.92/2015/TT-BTCの第21条第2項に規定されているように、PITを源泉徴収する義務があります。

投資ファンドからの配当金についての税務政策に関するハノイ税務局発行の2020年8月19日付Official Letter No.76732/CT-TTHT)

会社は従業員のための低所得宣誓書及びPIT確定申告の委任状を自社フォーマットで作成することができますか？

企業が社内人事管理ソフトウェアを利用して、従業員のための低所得宣誓書とPIT確定申告の委任状の作成を行う場合、会社はそのようなフォーマットに財務省発行の2015年6月15日付Circular No.92/2015/TT-BTCに同封されたForm No.02/CK-TNCNとForm No.02/UQ-QTT-TNCNに記載されている内容が十分に含まれることを確認しなければなりません。また、会社は正確性、誠実性、またはフォーマット上の情報に関する法的責任を負い、フォーマット上のデータに対して従業員が確認する署名が必要です。

(税務総局発行のPITのフォーマットに関する2020年8月17日付Official Letter No.3363/TCT-DNNCN)

ベトナム国民が物理的に海外に183日以上滞在している場合、ベトナム税務上の非居住者として扱われるのでしょうか？

2019年にベトナム人個人は、ベトナム国内に183日未満滞在し、183日以上日本国内に滞在したことで、日本の税務当局による発行された居住者証明書を有した場合、ベトナム税務上で非居住者として扱われます。当該個人は2019年のベトナム源泉所得に対するPITを一律税率の20%で申告する必要があります。

(税務総局発行の税務上の個人在留ステータスの評価に関する2020年8月11日付Official Letter No.3276/TCT-DNNCN)

Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

法人税(CIT)



GUIDANCE RULINGS

2020年6月19日付国会決議第116/2020/QH14号の実施を詳述した政令草案

草案に基づき、本決議の下で減税適用対象者を決定する基準となる2020年の総収入は、企業の2020年の物品販売及びサービス提供に係る総収入とします。

2020年に新たに設立された企業が満12ヶ月間の収入がない場合、2020年の総収入は、2020年の実際収入を2020年に実際に事業を行った月数で案分し12をかけて算出されるものとします。月内に新た設立された企業の場合は、設立月は1ヶ月としてカウントされます。

月次平均収入が166.7億VNDを超えない場合、企業は四半期ごとの予定納付法人税(CIT)を算出し、30%を削減した上、納付することとします。

法人税の課税期間が会計年度に従う、または12ヶ月～15ヶ月未満の企業の場合、本政令に基づく法人税減税額は2020年に発生した所得に基づいて計算されるものとします。

倉庫の修繕・改築費用と賃貸料に適用される税務政策に関するハノイ税務局の2020年7月16日付オフィシャルレターNo.66300/CT-TTHT

本オフィシャルレターによると、企業が生産活動や事業活動のため、倉庫や事務所をリースし、リース契約書にはリース期間中に賃借人が修繕の責任を負うと規定されている場合、リースした固定資産の修繕費用は、財務省2015年6月22日付通達第96/2015/TT-BTC号第4条の規定を満たせば、損金算入費用として認められ、又は、3年を超えない期間で減価償却することが認められます。

土地賃貸借契約を清算する際の税務政策に関するハノイ税務局の2020年7月23日付オフィシャルレター68700/CT-TTHT号

本オフィシャルレターでは、企業が他の団体や個人(以下「賃借人」という)と賃貸借契約を締結した後、賃借人がその借地を使用する必要がなくなったため、前倒して賃貸借契約を清算する場合を取り上げます。契約が清算された場合、賃借人は、実際の賃貸期間を差し引いた金額を企業から返還されます。

本オフィシャルレターのガイダンスでは、契約の清算時に賃借人が収入を得ておらず、かつ、借地の清算時に賃借人がインフラ施設を建設しておらず、かつ、当該清算がその土地上に建設された資産譲渡活動と関連していない場合には、賃借人が申告納税をする必要はないとします。

契約の清算が不動産の譲渡活動(賃借人が賃貸期間中に建設した土地上のインフラ施設)に伴うものである場合には、賃借人は不動産の譲渡に係る申告・納税の義務を負うこととされます。

Facebook、Googleでの広告活動に対する税務政策に関するハノイ税務局の2020年8月24日付オフィシャルレター第78002/CT-TTHT号

FacebookやGoogleでの広告活動のためにサービス料が発生した場合、その費用は、会社の生産活動や事業活動に関連しているものという条件を満たし、かつ外国契約者税(FCWT)の申告・納税書類、かつ付加価値税(VAT)の諸規定に基づいた現金以外の支払書類があれば、法人税の課税所得を決定する際に損金算入可能な費用として取り扱われるものとします。

会社が従業員に上記サービスの支払にクレジットカードを使用することを委任し、会社が会社の口座から個人の口座(会社が銀行で個人用に開設したクレジットカード)に振り込みにより支払う場合、このような支払い手法が財務方針または委任決定書に明記されていれば、非現金支払書類としてみなされます。

Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

GUIDANCE RULINGS

国内で製造・組立された自動車に対する特別消費税（SCT）の納税期限延長に関する政令109/2020/ND-CP（以下「政令109」という）

本政令によると、2020年3月から10月までの課税期間のSCTの納付期限が以下のように延長されることとなりました。

- 2020年3月：2020年9月20日まで
- 2020年4月：2020年10月20日まで
- 2020年5月：2020年11月20日まで
- 2020年6月、7月、8月、9月、10月：2020年12月20日まで

納税期限の延長を受けるためには、対象の納税者は、遅くとも2020年9月30日までにこの政令に付録されている延長申請書を使い、全延長対象課税期間の延長申請を一括して管轄税務当局へ提出することとします。

SCT納税延長は、オリジナルの税務申告書と修正申告書の両方に適用されます。

SCTの納税期限の延長は、SCTの申告・納税義務が発生する自動車の製造・組立を行う支店や子会社にも適用されません。

（2020年9月15日により発効の政令109/2020/ND-CP）

ベトナムの港・空港での輸入申告が行われていない商品再販売に関するVATインボイスの発行とVAT申告

ベトナム企業が、ベトナムの港・空港での引渡しを条件に外国の供給者から商品を購入したが、ベトナムへの輸入手続を行わずに、ベトナム国内の顧客に商品を転売した場合、このような転売取引は、VAT 0%の適用対象外となります。輸入手続を行わずに商品を再売却した当該ベトナム企業は、VATインボイス発行及びVATの申告を行わなければなりません。

（税務総局発行の2020年8月14日付 Official Letter No.3330/TCT-CS）



付加価値税(VAT)



Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

外国契約者税(FCWT)



GUIDANCE RULINGS

太陽光発電所プロジェクトのFCWT申告納税について

外国業者が太陽光発電所プロジェクトを行っているが、ベトナムの会計制度を採用していない場合、プロジェクトの投資家は、外国業者に代わってプロジェクトが所在する現地の管轄税務当局にFCWTを源泉徴収し、申告する責任を負うこととなります。

(税務総局発行の2020年7月29日付
Official Letter No.3026/TCT-KK)

仲介手数料の収入に関するFCWT扱い

ベトナム企業が外国の請負業者との間で物品販売の仲介契約を締結した場合、FCWTの扱いは以下のとおりです。

- 当該物品がベトナム国内で消費される場合、外国の請負業者はFCWTの義務を負うこととなります。ベトナム企業は、Circular 103/2014/TT-BTC のガイダンスに基づき、外国の請負業者に代わって申告、納付する責任があります。
- 当該物品がベトナム国外で消費される場合、外国の請負業者はFCWT義務の対象とはなりません。

(ビンズン税務局発行の2020年9月1日付
Official Letter No.20512/CT-TTHT)

保税倉庫での納品時のFCWTの取扱い（付帯サービスなし）

海外企業がベトナム企業に保税倉庫での引渡しで商品を提供した場合（付帯サービスなし）、海外企業が得た所得はFCWTの課税対象になり、そのうち、法人税の税率1%で課せられます。ベトナム企業は、当該外国業者に代わって申告、納税の責任を負います。

(ビンズン税務局発行の2020年9月1日付
Official Letter No.20511/CT-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn
Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

貿易及び税関



GUIDANCE RULINGS

輸出加工企業（EPE）が行う委託加工活動に対する関税と付加価値税(VAT)の扱い

i. EPE企業が加工契約に基づき、他のEPE企業からの委託加工業務を行う場合：

- 輸入関税、輸出関税について：EPE企業が他のEPE企業に加工業務を委託する場合、その加工に使用される商品は、輸入関税及び輸出関税の対象となりません。
- 加工業務に係るサービス料に対する付加価値税（VAT）について：EPE企業間のサービス料などは、VATの対象外とされます。

ii. EPE企業が国内企業からの委託加工業務を行う場合

- 国内企業に対する取扱い：
 - 輸入関税について：当該依頼先の国内企業は、EPE企業が加工した商品を引き取る際に輸入税を申告・納付しないといけません。加工後商品の輸入価値には、国内企業が加工契約に基づき、加工のために引き渡された原材料の価値は含まれていません。

- 付加価値税（VAT）について：国内企業は、通達第219/2013/TT-BTC号の第7条第2項に基づき、付加価値税（VAT）を申告・納付しなければなりません。

• EPE企業に対する取扱い：

EPE企業が国内企業に提供する加工業務に係るサービス料に対する付加価値税（VAT）について：2018年5月22日付けの政令第82/2018/ND-CP号第30条第7項の規定を参照して、当該EPE企業の加工活動が、ベトナム国内での物品売買に直接関連する商品の売買及びその他の活動に属するかどうかを判断したことにより、規定に従ってVATが課税されます。

もしEPE企業の加工活動が、ベトナム国内での物品売買に直接関連する商品の売買及びその他の活動に属する場合、当該EPE企業はそれらの加工活動を個別に会計を記録し、VATの申告及び10%の税率で納付しないといけません。

(税関総局発行の2020年8月21日付
Official Letter No.5589/TCHQ-TXNK)

加工のためにEPE企業に委託された商品に対する輸出入関税

税関総局によると、国内企業が外国の貿易業者と加工契約を締結した後、自由貿易区内の企業に加工を委託する場合（下請加工）、加工後の商品に対する輸入関税処理は以下のとおりです。

- 自由貿易区内の加工企業が外国から輸入された原材料や部品を使用しない場合（委託側の国内企業が自由貿易区内の企業にすべての原材料や部品を提供する場合）、加工後の商品は、国内市場に輸入されるとき、輸入税が免税となります。
- 自由貿易区内の企業が外国から輸入した原材料と部品を使用した場合、国内市場に輸入される加工後の商品は輸入税を申告・納付する必要があります。

(税関総局発行の2020年9月4日付
Official Letter No.5864/TCHQ-TXNK)

政府は2020～2022年期間の欧州連合-ベトナム自由貿易協定（EVFTA）を実施するためのベトナムの特恵輸出入関税に関する政令を公布しました。

2020年9月18日、ベトナム政府はEVFTA協定の下、市場開放に関するベトナムのコミットメントを実施するため、2020年から2022年の期間のベトナムの特恵輸出入関税に関する政令第111/ND-CP号を公布しました。

2020年8月1日から本政令の発効日まで登録された輸出入品の税関申告について、本政令の優遇税率を享受する要件を満たし、かつ、より高い税率で納税されていた場合、税務行政に関する法律に基づき、税関当局は過払いされた税金を処理するものとします。

この政令は、2020年8月1日から2020年12月31日までの期間にベトナムから英国に輸出された貨物、および英国からベトナムに輸入された貨物にも適用されます。

(政府発行の2020年9月18日付政令第111/2020/ND-CP号)

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.

Tel: +84 24 7105 0000

Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.

Tel: +84 28 7101 4555

Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com

Deloitte.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.